

鯖江市お試しショップ事業実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は商業の振興および中心市街地の賑わいづくりのための出店の場として「お試しショップ」の設置および貸し出しを行う事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において「お試しショップ」とは、本事業の趣旨に賛同する者に一定期間貸し出す店舗をいう。

2 この要項において「学生等」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)で定める高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、大学、高等専門学校および専修学校に在学する者をいう。

(お試しショップの設置)

第3条 お試しショップの位置は、次のとおりとする。

位置 鯖江市日の出町2-1

2 お試しショップの賃料は、無料とする。

(対象者)

第4条 お試しショップを使用できる者は、本事業の趣旨に賛同する次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 個人、法人または団体(任意団体も可)

(2) 学生等(高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部または高等専門学校に在学する者にあつては、学校長から許可を得たものに限る。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、お試しショップを使用することができない。

(1) 市税を滞納する者(法人格のない団体にあつては、代表者が市税を滞納する者)

(2) 鯖江市暴力団排除条例(平成23年条例第10号)に規定する暴力団関係者または暴力団関係者と密接な関係を有する者

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めない者

(対象用途)

第5条 お試しショップにおいて、使用対象となる用途は、次の各号に該当しないものとする。

(1) お試しショップ内において製造、調理等の作業を行うもの

(2) お試しショップを著しく汚損し、または騒音、振動若しくは悪臭を発生するおそれのあるもの

(3) お試しショップの建物本体、給排水設備または建物内の壁、天井等の改修工事が

必要となるもの

- (4) 宗教活動または政治活動を目的とするもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（第13項第4号を除く。）に規定する営業を行うもの
- (6) 動物等生き物の販売を行うもの
- (7) 前6号に掲げるもののほか、市長が適当と認めないもの

（使用の申請）

第6条 お試しショップの使用を希望する者は、お試しショップ出店申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に使用開始日の概ね10日前までに申請しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 許認可が必要な業種は許認可証の写し
- (3) 市税の完納証明書
- (4) 申請者の住民票（個人または任意団体のみ。任意団体の場合は、代表者の住民票）
- (5) 定款またはこれに準ずるもの（申請者が法人である場合に限る。）
- (6) 学校長からの許可書（申請者が高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部または高等専門学校に在学する者である場合に限る。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

（使用者の承認）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、お試しショップの使用者（以下「使用者」という。）を決定する。

2 市長は、前項の規定により使用者を決定したときは、当該使用者に対しては出店承認書（様式第3号）により通知し、使用者以外の申請者に対しては出店不承認通知書（様式第4号）により通知する。

3 前項の規定による出店承認を受けた使用者は、お試しショップの使用期間において出店承認書を設置しなければならない。次条第2項において、事業計画の変更を許可された場合も同様とする。

（事業の変更等）

第8条 使用者は、事業計画を変更、または中止しようとする場合は、出店計画変更（中止）申請書（様式第5号）に市の指定する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請の承認をするときは、当該使用者に出店計画変更（中止）承認書（様式第6号）により通知する。

（使用期間）

第9条 使用者のお試しショップの使用期間は、5～90日間とし、使用期間中の概ね5割の日数を開店しなければならない。ただし、使用者の申請により市長が必要と認

めたときは、使用期間を延長することができる。

(使用時間)

第10条 お試しショップの使用可能な時間は、午前7時から午後9時までの間とする。

2 市長は、必要と認めるときは、前項に規定する使用時間を変更することができる。

3 市が指定する日は原則、開店しなければならない。

(出店等に係る経費)

第11条 お試しショップの出店および運営に係る費用は、使用者が負担する。ただし、光熱水費は市が負担する。

(事業収益の取扱い)

第12条 お試しショップの使用により発生した収益および損失は、使用者に帰属する。

(使用者の遵守事項)

第13条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設等および商品を使用者の責任において管理すること。
- (2) 使用期間中あらゆる事故に備え、必要に応じて保険等の保全措置を講ずること。
- (3) 許認可が必要な業種で使用する場合、事業開始までに必要な許認可を取得すること。
- (4) 施設等をき損するおそれのある行為をせず、およびさせないこと。
- (5) お試しショップ内で喫煙せず、およびさせないこと。
- (6) お試しショップにおける風紀および秩序を乱さないこと。
- (7) 使用を終了したとき、または使用の承認を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、施設等を速やかに原状に回復し、市長の点検を受けること。

(破損または汚損の届出)

第14条 使用者は、施設等を破損し、または汚損したときは、直ちに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(損害賠償)

第15条 市長は、次に掲げる場合は、使用者に対し損害賠償を請求することができる。

- (1) 使用者が故意に施設等を破損し、または汚損させた場合
- (2) 使用者の責により第三者による施設等の著しい破損または汚損が発生した場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が損害賠償の請求が相当であると認める場合

(実績報告)

第16条 使用者は、お試しショップの使用終了後20日以内に、使用期間中の実績について実績報告書(様式第7号)およびその他必要な書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(使用の取消し)

第17条 市長は、使用者が次のいずれかに該当したときは、第7条第2項の規定による出店承認を取り消すことができる。

- (1) 申請書等に虚偽の記載があったとき。
 - (2) 申請書等に記載された事業以外の用途に使用したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、この要項に定める事項に違反したとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、使用者が使用を開始した日の属する年度の翌年度以降においてこの事業を終了する場合は、第7条第2項の規定による使用承認を取り消すことができる。
- (その他)
- 第18条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要項は、令和6年6月6日から施行する。

鯖江市お試しショップ出店申請書

1 申請者

フリガナ	
個人名または法人名	
役職および代表者	
住所または所在地	
業種	
連絡先	担当者名：
	携帯電話： FAX番号：
	e-mail：
生年月日（法人は設立年月日）	
資本金または出資金額	

2 お試しショップへの出店の概要（承認後、市HPに掲載予定）

出店する店舗の名称	
出店する店舗の紹介文 （セールスポイント）	
業種	
施設使用期間	準備期間（備品等搬入）： 月 日 時 ～ 月 日 時 出店期間： 月 日 ～ 月 日 撤収期間（備品等搬出）： 月 日 時 ～ 月 日 時
営業時間	時 分 ～ 時 分
定休日	
従業員数	
搬入予定の設備	
販売する商品 ・サービス名	※取扱商品の写真、カタログ等がある場合は添付してください。

(添付書類)

- 許認可が必要な業種は許認可証の写し
- 完納証明書
- 申請者の住民票（申請者が個人または任意団体の場合のみ。任意団体の場合は代表者の住民票。）
- 定款またはこれに準ずるもの（申請者が法人である場合のみ）
- 学校長からの許可書（申請者が高等学校、中等教育学校の後期課程または特別支援学校の高等部の生徒である場合のみ）
- 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

誓約書

鯖江市お試しショップへの出店に当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 お試しショップの出店に当たり、関係法令および鯖江市お試しショップ事業実施要項を遵守するとともに、許認可が必要な業種で使用する場合には、開始までに必要な許認可を得ます。
- 2 私は、鯖江市暴力団排除条例（平成23年鯖江市条例第10号）に規定する暴力団、暴力団員、それらの利益となる活動を行う者およびこれらの者と密接な関係を有する者ではありません。
- 3 鯖江市お試しショップ事業実施要項第13条に従い、適切に施設を管理し、事業終了時には速やかに原状に回復し、市の点検を受けます。
- 4 お試しショップの使用期間中、施設の開錠・施錠について責任を持って行います。また、鍵の複製は行いません。
- 5 前2号を遵守できないときは、鯖江市お試しショップ事業実施要項第17条の規定による決定の取り消しに異議なく応じます。

年 月 日

鯖江市長 殿

住 所（所在地）

（名 称）

氏 名（代表者氏名）

電 話

（署名または記名押印）

第 号
年 月 日

様

鯖江市長

鯖江市お試しショップ出店承認書

年 月 日付けで申請のあったお試しショップの出店について、次のとおり承認したので、通知します。

店 舗 名	
出 店 内 容	
使 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)
使 用 条 件	

第 号
年 月 日

様

鯖江市長

鯖江市お試しショップ出店不承認通知書

年 月 日付けで申請のあったお試しショップの出店について、下記理由により不承認となりましたので、通知します。

審 査 結 果	
---------	--

年 月 日

鯖江市長 様

申請者

住 所（所在地）

（名 称）

氏 名（代表氏名）

電 話

鯖江市お試しショップ出店計画変更（中止）申請書

年 月 日付け鯖 第 号で使用承認を受けた鯖江市お試しショップ出店の申請内容を変更したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

変更する場合の内容

出店する店舗の名称	
出店する店舗の紹介文 （セールスポイント）	
業種	
施設使用期間	準備期間（備品等搬入）： 月 日 時 ～ 月 日 時 出 店 期 間： 月 日 ～ 月 日 撤収期間（備品等搬出）： 月 日 時 ～ 月 日 時
営業時間	時 分 ～ 時 分
定休日	
従業員数	
販売する商品 ・サービス名	※取扱商品の写真、カタログ等がある場合は添付してください。

- 許認可が必要な業種は許認可証の写し
- 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

第 号
年 月 日

様

鯖江市長

鯖江市お試しショップ出店計画変更（中止）承認書

年 月 日付けで申請のあった鯖江市お試しショップ出店の計画変更について、次のとおり承認したので、通知します。

店 舗 名	
変 更 内 容	
特 記 事 項	

鯖江市お試しショップ出店実績報告書

1 申請者

フリガナ	
個人名または法人名	
役職および代表者	
住所または所在地	
業種	
連絡先	担当者名：
	携帯電話： FAX番号：
	e-mail：

2 お試しショップへの出店の概要

出店した店舗の名称	
業種	
販売した商品 ・サービス名	
施設使用期間	準備期間（備品等搬入）： 月 日 時 ～ 月 日 時 出店期間： 月 日 ～ 月 日 撤収期間（備品等搬出）： 月 日 時 ～ 月 日 時
営業時間	時 分 ～ 時 分
定休日	
従業員数	
来店者数	
純売上額	円
出店した感想	

 作成したチラシ（作成した場合のみ。）

 出店時の状況写真